

「(仮称)墨田区学校改築基本計画」(案)

令和 ()年 月

墨田区教育委員会

目次

第1章 「墨田区学校改築基本計画」について	1
1. 「墨田区学校改築基本計画」の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 「墨田区学校改築基本計画」の位置付け・・・・・・・・・・・・	2
3. 「墨田区学校改築基本計画」の計画期間・・・・・・・・・・・・	2
第2章 学校改築の対象校	3
1. 改築時期の検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 本計画における改築対象校・・・・・・・・・・・・	10
3. 想定される工事手順・・・・・・・・・・・・	11
第3章 改築事業のスケジュール	16
1. 改築事業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2. 改築事業の全体スケジュール・・・・・・・・・・・・	19
第4章 改築における設計標準	21
1. 改築における設計標準の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2. 全体計画における設計標準・・・・・・・・・・・・	23
3. 諸室、設備の設計標準・・・・・・・・・・・・	27
第5章 計画期間における事業費の概算	32
1. 事業費概算の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2. 主な費用の項目ごとの事業費概算・・・・・・・・・・・・	33
3. 全体事業費の概算・・・・・・・・・・・・	33

第1章 「墨田区学校改築基本計画」について

1. 「墨田区学校改築基本計画」の目的

墨田区には、小学校・中学校・幼稚園（以下、「学校」という。）の合計で37校（小学校併設の幼稚園を除く。）の学校施設があり、児童・生徒・幼児（以下、「子どもたち」という。）の良好な学習環境を維持していくためには、これらの施設を計画的に改築していくことが必要です。

学校の改築について、墨田区教育委員会では令和6（2024）年3月に「墨田区学校改築基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、学校改築にあたっての課題、学校施設の構成や機能、改築時期の検討方法などを整理し、学校改築の基本的な考え方を示しました。その後、この基本方針を受け、学校ごとの改築時期や標準的な構成について検討を進めてきました。

「墨田区学校改築基本計画」（以下、「本計画」という。）は、このような背景のもと、学校施設を将来にわたって安心して学べる安全な施設とするため、計画的に学校改築を実行していくことを目的に、策定するものです。

第2章では、学校改築をより具体的な事業として推進するため、「学校改築の対象校」として、本計画期間内において改築に着手する具体的な学校名とその選定経緯を示します。

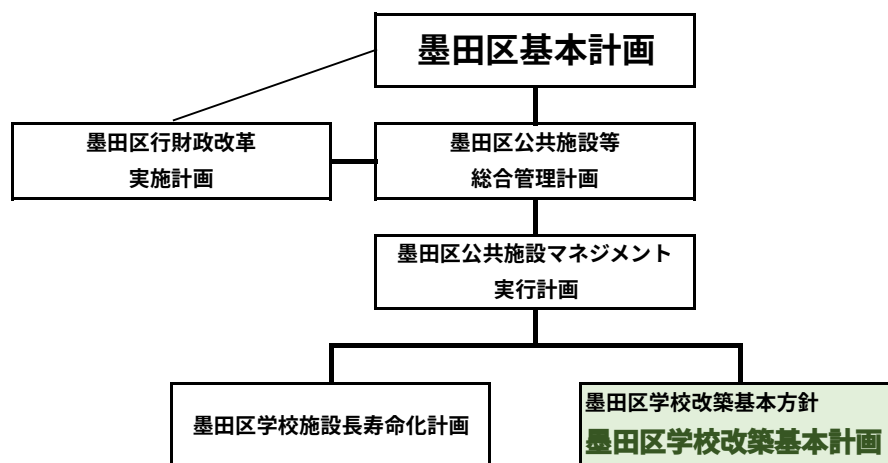
第3章では、「改築事業のスケジュール」として、基本的な改築事業の進め方と、第2章で示した各改築対象校の改築の想定スケジュールを示し、計画の見通しを明確にします。

第4章の「改築における設計標準」は、子どもたちの学習環境として必要な機能と安全性を確保することに加え、改築事業の効率化、維持管理コストの低減、将来的な施設活用などを目的に定めました。

第5章では、区の財政計画との整合を図り計画の実効性を高めるため、「計画期間における事業費の概算」として全体事業費を示します。

2. 「墨田区学校改築基本計画」の位置付け

本計画は、「墨田区学校改築基本方針」を受けて、区の公共施設のうち学校施設について、教育委員会が改築対象校や改築事業のスケジュール等の具体的な改築計画を示すものとして策定します。「墨田区基本計画」や「墨田区公共施設マネジメント実行計画」等との関係は次の図のとおりです。



※「墨田区学校施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）は「墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づく施設整備計画として定めているものです。令和3（2021）～7（2025）年度の前計画の策定においては、改築について改築優先グループの設定を行いました。

3. 「墨田区学校改築基本計画」の計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や学校改築を取り巻く社会環境の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

改定を行う場合には、長寿命化計画との一体的な策定について検討します。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
学校改築基本方針	策定	【現方針】		おおむね10年程度を目途に改定										
学校改築基本計画			策定	【新計画】		必要に応じて改定						策定		
学校施設長寿命化計画		【前計画】改定		【後期計画】		策定	【新計画】							

第2章 学校改築の対象校

1. 改築時期の検討内容

学校の改築時期の検討にあたっては、基本方針で示した次の4つの項目に沿って検討を進めました。

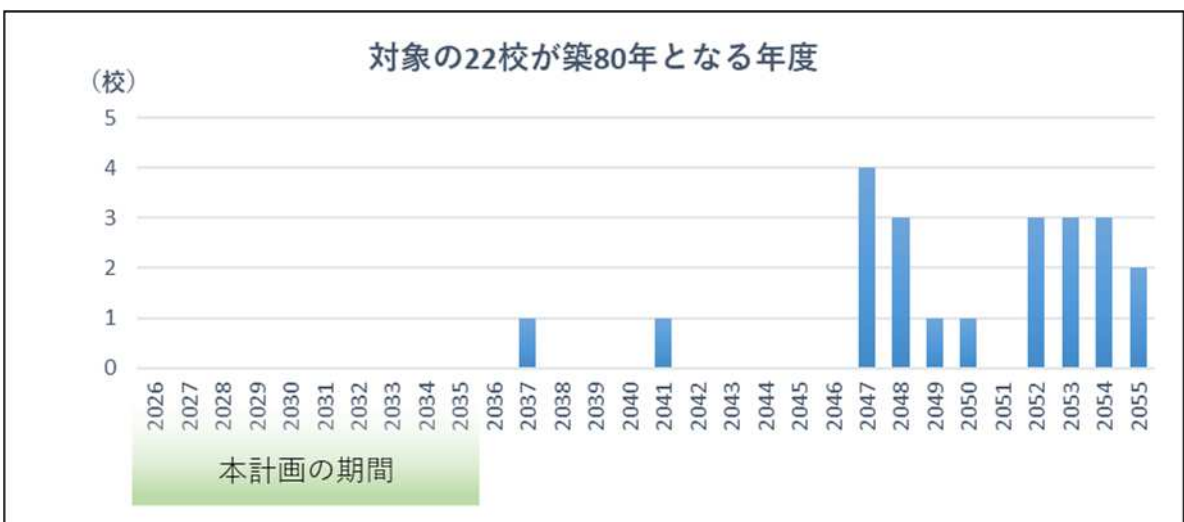
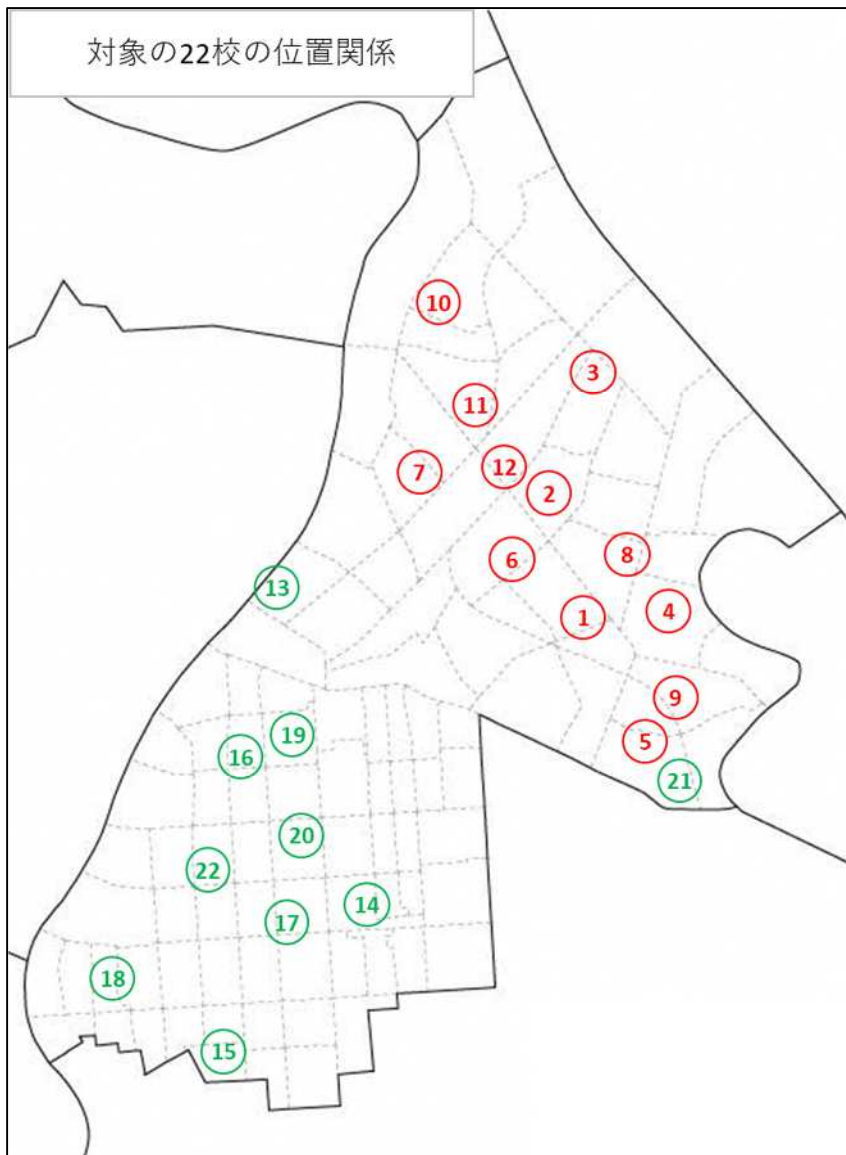
(1) 築年数

基本方針で示したとおり、今後の30年間で築80年を迎える学校は、次の表の22校であり、これらの学校について、今後の改築の集中を避けるために、計画的に前倒して改築する必要があります。この中で最も古い学校としては第四吾孺小学校が築68年であり、次いで寺島中学校が64年となっており、本計画期間内に改築するのが望ましい状況です。

その他の学校については、築80年を迎える時期が令和29(2047)年度から令和37(2055)年度までの9年間に集中していますが、その中でも比較的区の北部地域の学校が先に建て替えられている（古い）ことがわかります。

	学校名	築年数	築80年を迎える年度		長寿命化計画(前計画) におけるグループ
①	第四吾孺小学校	68	2037	R 19	A
②	寺島中学校	64	2041	R 23	
③	八広小学校	58	2047	R 29	
④	中川小学校	58	2047	R 29	
⑤	立花吾孺の森小学校	58	2047	R 29	
⑥	曳舟小学校	58	2047	R 29	
⑦	第一寺島小学校	57	2048	R 30	
⑧	第三吾孺小学校	57	2048	R 30	
⑨	東吾孺小学校	57	2048	R 30	
⑩	梅若小学校	56	2049	R 31	
⑪	第二寺島小学校	55	2050	R 32	
⑫	第三寺島小学校	52	2053	R 35	
⑬	小梅小学校	53	2052	R 34	B
⑭	錦糸小学校	53	2052	R 34	
⑮	中和小学校	53	2052	R 34	
⑯	本所中学校	52	2053	R 35	
⑰	竪川中学校	52	2053	R 35	
⑱	両国小学校	51	2054	R 36	
⑲	横川小学校	51	2054	R 36	
⑳	錦糸中学校	51	2054	R 36	
㉑	立花幼稚園	50	2055	R 37	
㉒	二葉小学校	50	2055	R 37	

※築年数は、敷地内の主な建物の中で最も古いものの築年数



(2) 建物の状態

ア 耐震性

区では平成 22（2010）年度までにすべての学校の耐震化を完了しており、耐震性に問題がある学校はありません。

イ 長寿命化への適性

建物を長く使い続けていくための長寿命化改修のためには、現在の建物に一定の健全性があり、長寿命化に適している必要があります。この検討にあたって、コンクリートの圧縮強度の調査を行いました。

コンクリートの圧縮強度の調査

コンクリートの圧縮強度が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下の建物は、文部科学省の基準によると要調査建物として「改築」として試算することが明記されており、長寿命化改修に適さないとされています。調査の結果、コンクリートの圧縮強度が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下である学校施設は次のとおりです。

コンクリートの圧縮強度が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下の学校施設

学校名	コンクリートの圧縮強度（全体平均）
第三寺島小学校（築 52 年）	$9.2\text{N}/\text{mm}^2$

※コンクリートの圧縮強度とは、そのコンクリートがどれだけの力に耐えられるかを示したものです。 N/mm^2 （ニュートンパー平方ミリメートル）で表します。

$13.5\text{N}/\text{mm}^2$ は、10 cm四方の柱で 13.5 トンの重さに耐えられる強さです。

※第三寺島小学校はこの圧縮強度を前提に耐震補強されており、耐震性には問題がありません。

この調査結果から、築 50 年台の学校の中でも、第三寺島小学校（築 52 年）の校舎棟（第三寺島幼稚園を含む。）については、長寿命化に適さないことがわかり、第三寺島小学校の改築を優先的に検討する必要があることがわかりました。

ウ バリアフリー化の状況

バリアフリー化の状況については、次の表のとおりとなっており、特にエレベータの整備状況に課題があることがわかっています。「改築」によるバリアフリー化に加え、「長寿命化改修」によるエレベータ棟の増築なども進める必要があることから、バリアフリー化整備計画*については、「墨田区学校施設長寿命化計画」に含めて計画します。

* バリアフリー化整備計画：令和 7（2025）年 8 月に文部科学省から示された新たな整備目標の達成に向けた「取組目標」において、「すべての学校設置者において策定されること」が目標とされました。

バリアフリー化の状況		墨田区（小・中学校）				文部科学省の 整備目標
		整備済	未整備	計	整備率	
バリアフリースイレ	校舎	35	0	35	100%	避難所指定の 全ての学校
	屋内運動場	28	6	34	82.4%	
スロープ	門から建物の 前まで	校舎	0	35	100%	全ての学校
		屋内運動場	0	34	100%	
	昇降口、玄関か ら教室等まで	校舎	1	35	97.1%	
		屋内運動場	0	34	100%	
エレベータ	校舎	13	22	35	37.1%	要配慮児童生 徒等が在籍す る全ての学校
	屋内運動場	24	10	34	70.6%	

※令和 7（2025）年度末時点

※改築中の屋内運動場があるため、屋内運動場の合計は校舎と一致しない。

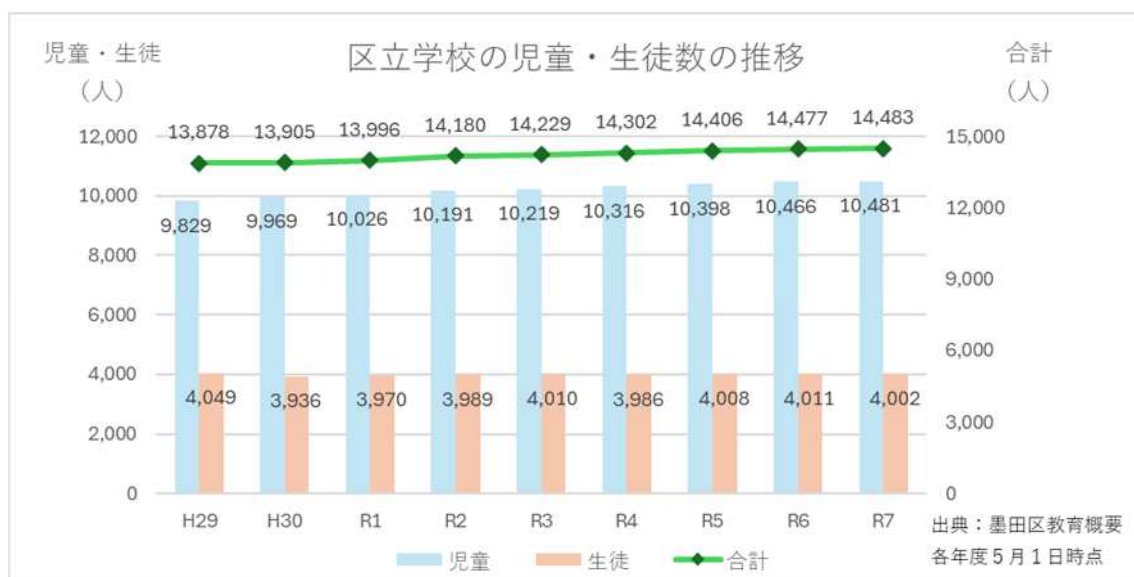
(3) 子どもの数の増減

基本方針で示したとおり、平成 16（2004）年度からの約 20 年間で区全体の児童・生徒数は一貫して増加してきましたが、最新の将来人口推計では令和 7（2025）年度以降、年少人口は減少傾向となっており、このことから、児童・生徒数も長期的には減少していくことが予測されます。



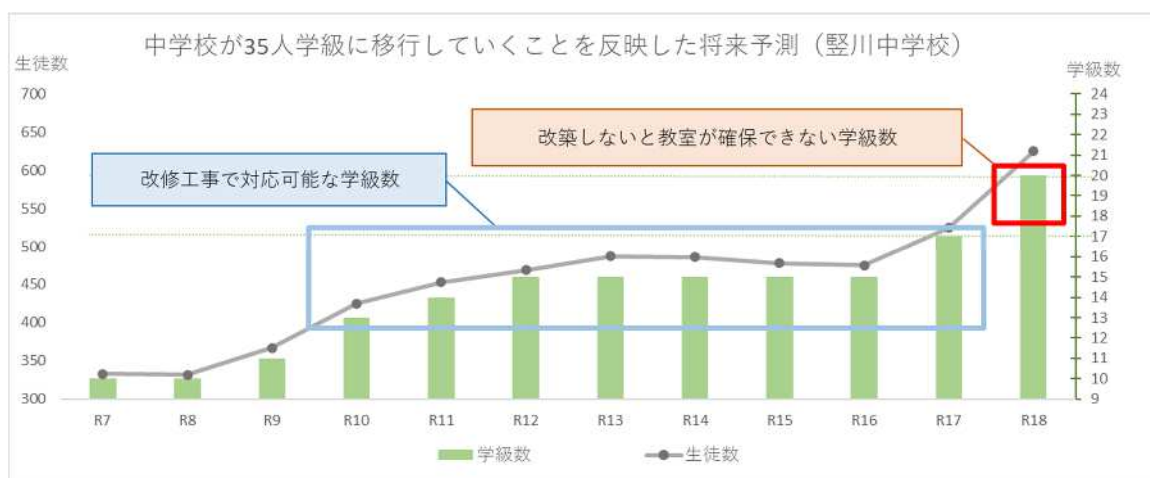
また、平成 29（2017）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間の推移をみると、区全体の児童・生徒数は増加傾向からほぼ横ばいに移行してきており、増加から減少に向かう

局面に差し掛かっている可能性もうかがえます。



一方で、区の南部地域では児童・生徒数の増加が予測されており、その対応として二葉小学校の屋内運動場棟の増築工事も、現在行われています。さらに、中学校が令和 8（2026）年度から 35 人学級に移行していくことにより、中学校で学級数が増える可能性があります。

以上の状況を踏まえ、今後の各学校の児童・生徒数と学級数を分析したところ、ほとんどの学校では、今後 10 年程度の範囲では改築が必要なほど教室数が不足することはないという予測になりました。しかし、竪川中学校（築 52 年）では次の図のとおり、令和 7（2025）年度に普通学級が 10 学級であるのに対して、令和 18（2036）年度には 20 学級まで増加する予測となり、本計画期間に学校の改築を行わないと普通教室が確保できないおそれがあることがわかりました。



参考：学校施設の適正規模・適正配置

文部科学省は、小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や具体的な方策をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を令和4（2022）年4月に改定し、小・中学校の適正規模について、学校教育の目的達成のため、クラス替えができる12～18学級を標準としつつ、多様な教育機会の確保も重視し、地域の実態を踏まえた柔軟な対応を推進しています。

墨田区では、平成26（2014）年の吾嬬第一中学校と立花中学校の統廃合を最後に、適正配置計画の実施は当分の間見送ることとしています。本計画においても、計画期間中に児童・生徒数が大幅に増減する予測とはなっていないことから、学校の統廃合や新設は計画していません。

(4) 改築手法

(3)までの検討の結果、優先的に検討する必要がある学校が第四吾嬬小学校、寺島中学校、第三寺島小学校、竪川中学校の4校であることがわかりました。この4校について、次のとおり改築手法の検討を行いました。

ア 居ながら改築の検討

学習環境の安定性等の観点から、まず、居ながら改築ができるかどうかの検討を行いました。検討にあたっては、(一)通学経路と工事動線が分離できること（子どもたちの安全確保）、(二)屋内運動場がない期間が生じないこと（学校運営への影響の回避）の2つの条件を設定しました。検討の結果、次の表のとおり、寺島中学校と竪川中学校では居ながら改築が可能である一方、第四吾嬬小学校と第三寺島小学校では、既存建物の配置と周辺道路の幅員の関係で、子どもたちの安全を確保しながら工事を進めることが難しいことから、居ながら改築ができないことがわかりました。

	第四吾嬬小	寺島中	第三寺島小	竪川中
居ながら改築の可否	×	○	×	○

イ 仮校舎用地の検討

居ながら工事ができない場合、仮校舎を用意して仮移転し、その間に無人改築する必要があります。仮校舎用の用地としては、広さがおおむね5,600㎡以上の土地が必要で、さらに改築校の通学区域内か、遠くても隣接する通学区域にあるのが望ましいです

が、これらの条件に合う候補地は見当たっていない状況です。このため、次の「近隣校との連携による改築」の中での仮校舎の確保を検討することとしました。

ウ 近隣校との連携による改築の検討

「近隣校との連携による改築」とは、通学区域が近い2校（X校、Y校とする。）について、先にX校を居ながら改築し、その校地内にさらにY校の仮校舎を建設し、Y校をその仮校舎に仮移転させ、施設を共有しながら2校の運営を行い、その間に無人になったY校を改築するという手法です。

(1)で示した全体図のとおり、第四吾婦小学校（①）第三寺島小学校（⑫）の近隣校も築年数の古い学校が多くなっています。これらの学校について、「居ながら改築を行った上で仮校舎を建設する余地があるか」を検討したところ、次の表のとおり、第四吾婦小学校の近隣では第三吾婦小学校（築57年）、第三寺島小学校の近隣では第二寺島小学校（築55年）が、比較的校地面積が広いことなどから、この連携による改築が可能であることがわかりました。

	第四吾婦小学校の近隣校				第三寺島小学校の近隣校		
	第三吾婦小	中川小	東吾婦小	立花吾婦の森小	第一寺島小	第二寺島小	曳舟小
連携による改築の可否	○	×	×	×	×	○	×

2. 本計画における改築対象校

1の検討内容に基づき、本計画期間中（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）に新校舎整備に着手する学校は次のとおりとします。

なお、八広小学校については、「墨田区学校施設長寿命化計画」の中で優先度が高いAグループの中から、^{くたい}躯体の健全性や劣化状況の評価、築年数等を総合的に判断し、令和3（2021）年度に選定しました。その後、令和6（2024）年度から改築事業を開始しています。

対象校（築年数）	選定理由（改築手法）	改築時期 （詳細は19ページ）
八広小学校 （築58年）	令和3（2021）年度に、躯体の健全性や劣化状況の評価、築年数等を総合的に判断した。（居ながら改築）	本計画<1>
第三吾嬬小学校 （築57年）	第四吾嬬小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第四吾嬬小学校の仮校舎を建設する。（連携による改築）	本計画<2>
堅川中学校 （築52年）	近隣の子ども数の増加により、教室数の不足が見込まれるため（居ながら改築）	本計画<3>
第二寺島小学校 （築55年）	第三寺島小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第三寺島小学校の仮校舎を建設する。（連携による改築）	本計画<4>
寺島中学校 （築64年）	築年数から、優先度が高いため（居ながら改築）	本計画<5>

（参考）

第四吾嬬小学校 （築68年）	築年数から、優先度が高いため、第三吾嬬小学校の改築により仮校舎を確保し、移転後に無人改築する。（連携による改築）	次期計画
第三寺島小学校 （築52年）	建物の状態から、優先度が高いため、第二寺島小学校の改築により仮校舎を確保し、移転後に無人改築する。（連携による改築）	次期計画

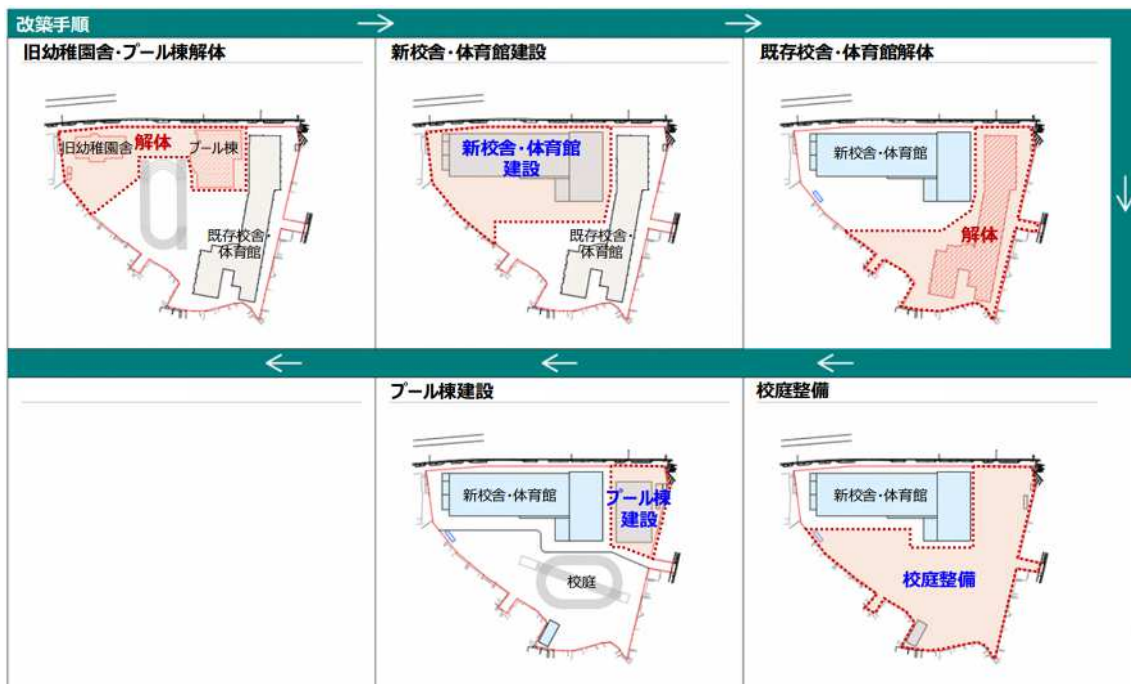
3. 想定される工事手順

2の対象校の工事手順については、次のとおり想定しています。具体的な工事手順や工期については、条件整理や設計の中で詳細に検討し、子どもたちの安全を確保しつつ学校運営に最も影響の少ない方法を選択するため、ここに示す手順と異なる可能性があります。改築事業ごとに検討し、随時明確にしていきます。

(1) 八広小学校

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、学校機能に移転させます。
- ・ 既存校舎・体育館を解体します。
- ・ 校庭を整備し、敷地内にプール棟を整備します。

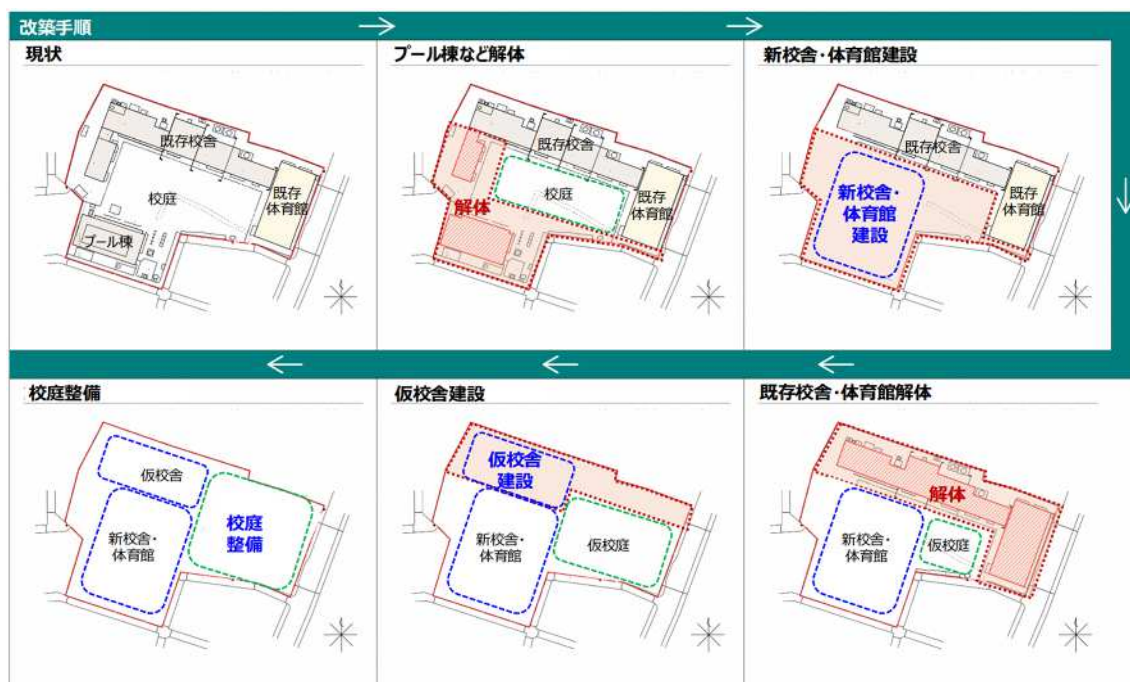
八広小学校改築イメージ



(2) 第三吾嬬小学校（第四吾嬬小学校との連携による改築）

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、第三吾嬬小の学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎・既存体育館を解体します。
- ・ 既存校舎解体跡地の一部に第四吾嬬小の仮校舎を建設し、校庭を整備します。
- ・ 完成後、第四吾嬬小の学校機能を仮移転させます。
- ・ 第三吾嬬小と第四吾嬬小で校庭や体育館などを共有し、施設共有運営を行います。
- ・ 無人になった第四吾嬬小の改築を行います。
- ・ 完成後、仮校舎から第四吾嬬小の学校機能を移転させます。
- ・ 施設共有運営は終了し、それぞれの場所で学校を運営します。

第三吾嬬小学校改築イメージ

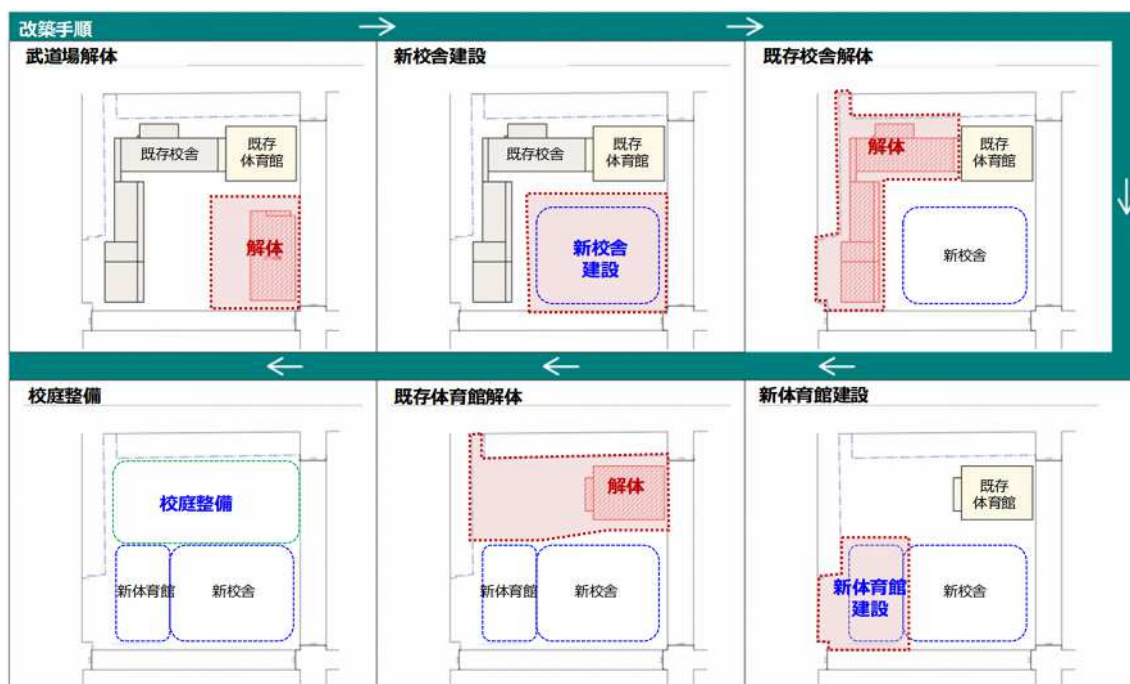


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(3) 豎川中学校（居ながら改築）

- ・ 武道場を解体し、解体跡地と校庭に新しい校舎を建設します。
- ・ 完成後、学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎を解体し、解体跡地の一部に新しい体育館を建設します。
- ・ 既存体育館を解体し、校庭を整備します。

豎川中学校改築イメージ

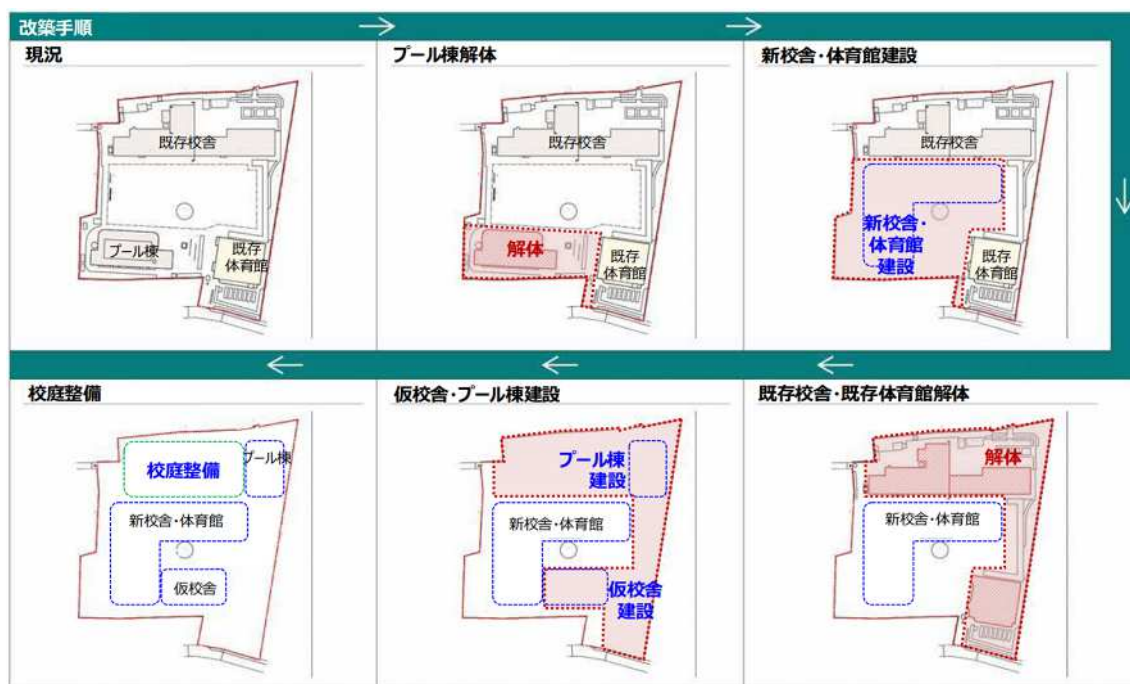


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(4) 第二寺島小学校（第三寺島小学校との連携による改築）

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、第二寺島小の学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎・既存体育館を解体します。
- ・ 既存校舎等の解体跡地の一部に第三寺島小の仮校舎等を建設し、校庭を整備します。
- ・ 完成後、第三寺島小の学校機能を仮移転させます。
- ・ 第二寺島小と第三寺島小で校庭や体育館などを共有し、施設共有運営を行います。
- ・ 無人になった第三寺島小の改築を行います。
- ・ 完成後、仮校舎から第三寺島小の学校機能を移転させます。
- ・ 施設共有運営は終了し、それぞれの場所で学校を運営します。

第二寺島小学校改築イメージ

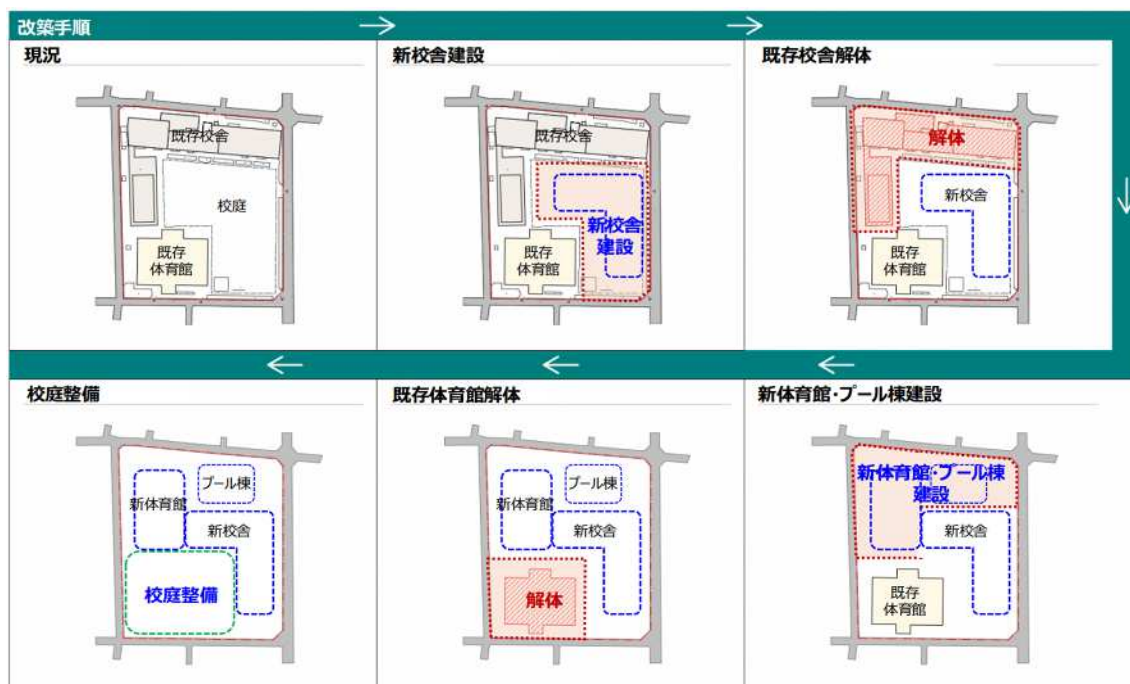


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(5) 寺島中学校（居ながら改築）

- ・校庭に新しい校舎を建設します。
- ・完成後、学校機能を移転させます。
- ・既存校舎を解体し、解体跡地の一部に新しい体育館・プール棟を建設します。
- ・既存体育館を解体し、校庭を整備します。

寺島中学校改築イメージ



※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

第3章 改築事業のスケジュール

1. 改築事業の進め方

学校ごとの改築事業を進めるにあたっての基本的な流れと内容は次のとおりです。

(1) 関係者との協力体制づくり（事業期間を通じて）

地域に愛される学校づくりのため、学校改築事業は保護者や地域の関係者、教職員等と協力体制をつくり、目標を共有しながら進めていくことが重要です。

学校施設は、学校教育の場として適切な環境を確保するために整備するものとされており、その整備の権限と責任は教育委員会が負うものですが、地域の防災拠点としての役割も担っており、社会教育やスポーツのための利用も行われるなど、学校教育以外での使用もあることから、さまざまな視点からの意見が大切になってきます。

改築対象校となることを発表してから改築が完了するまでの間、教育委員会と学校が連携して、次のように周知、説明、意見聴取等を進めていきます。

周知：改築校の事業化の発表後、できるだけ早い時期に、学校運営協議会・学校運営連絡協議会、町会・自治会、保護者、教職員等への周知を行います。また、ウェブサイトへの掲載を行います。

事業説明：設計方針の決定に合わせ、学校運営協議会・学校運営連絡協議会、保護者会、学校の職員会議等の機会に説明を行い、意見聴取を行います。時期に応じ、翌年度の入学予定の保護者向けの説明会でも説明を行います。

工事説明：法令の定めにより、建設工事、解体工事等の着手前に近隣住民を対象とした工事説明会を開催します。原則として、保護者や地域の関係者等も参加できる形式とします。

その他：改築の手順やスケジュールに変更や遅れが生じる場合には、可能な限り速やかに周知を行い、内容に応じて臨時の説明会を開催します。

(2) 設計に向けた条件整理（期間：約1年）

設計に向けた条件整理は、約1年をかけて新校舎の全体像を明確にする重要なプロセスです。この期間中、学級数や必要諸室を踏まえた施設規模の決定、事業スケジュールの策定、学校用途以外のニーズも踏まえた多機能化・複合化*の検討を行い、地域特性を反映した整備コンセプトを明らかにします。さらに、敷地内の建物配置や動線構成を明確化します。この条件整理がその後の設計の基盤となります。また、それらの前提となる都市計画マスタープランや建築基準法等との整合性についても確認します。

条件整理の期間には、改築に伴う学校運営等への影響の対応についても検討します。学校

ごとに必要な対応は異なりますが、例えば、通学路の変更、プールや校庭の代替施設（近隣の学校、公営・民営のスポーツ施設等）、改築事業中の指定避難所機能の維持などについて検討が必要になる場合があります。

条件整理後、条件整理で定めた内容をもとにプロポーザル方式で設計者選定を行います。

* 本計画において、「多機能化」とは、学校が管理する区域の一部を学校以外の用途（例えば、学童クラブや集会室、スポーツ利用）でも使用することができるようにしておくことです。また、「複合化」とは、建物内の管理区域を、学校以外の用途のために使用する区域は学校以外の管理者が管理するように分割することです。

なお、多機能化・複合化する場合には、管理区分及び動線を分離し、セキュリティ対策に配慮するなど十分な検討が必要となります。

(3) 基本設計及び実施設計（期間：約2年）

基本設計及び実施設計は、約2年をかけて新校舎の具体的な姿を形作る重要な段階です。

基本設計では、約1年をかけて、必要諸室を盛り込んだ平面・断面・立面計画を作成し、耐久性と機能性を考慮した内外部の仕上げ計画を立案します。また、将来の改修にも対応できる構造計画、環境調和型の設備計画を策定し、完成予想外観図を作成します。これにより、新たな学校施設の姿が明確になり、概算費用も示されます。

続く実施設計では、さらに約1年をかけて、基本設計を基に工事実施を見据えた詳細な検討を行います。建築、構造、電気設備、空調・衛生設備、外構などの具体的な仕様を決定し、工事発注に向けた関連資料を作成します。同時に、意匠、サイン、緑化、外構等の詳細計画を立て、工事後に設置する設備機器や家具との事前調整も図ります。この過程で、資材価格や労務単価等の動向も考慮しながら、最終的な整備費用を決定します。これらの綿密な設計作業を通じて、新校舎の建設に向けた具体的かつ実行可能な計画が完成します。

なお、基本設計及び実施設計は、本計画第4章の設計標準に準拠したものとして作成します。

また、設計を進めるにあたり、建物を支える地盤の状態を確認し、計画する建物を安全に支えられるか検討するための地盤調査を行います。設計期間中に4週間程度、建設予定地の一部に囲いを設けて調査することとなります。

(4) 建設工事・解体工事（期間：手法により異なる。）

改築の手法は大きく分けて「居ながら改築」と「無人改築」があり、それらを組み合わせた「複数校の連携による改築」を行うこともあります。

居ながら改築の場合、先に校庭等に新校舎を建設し、移転後に既存校舎の解体を行います。既存の建物配置によっては、一部の建物を先に解体し、その跡地を利用して新校舎の建設を行うことがあります。

無人改築の場合、今の学校とは別の場所に仮校舎を用意し、そこに移転してから既存校舎

を解体し、新校舎を建設します。

複数校の連携による改築の場合、先に1校目の校庭等に新校舎を建設し、移転後、既存校舎の解体を行います。その後、1校目の校地内に2校目のための仮校舎を建設します。2校目の学校はその仮校舎に仮移転したあと、無人改築を行い、完成後に再移転することになります。

なお、工事期間については、改築手法や敷地形状、施工性（工事のしやすさ）によって違いが生じるため、改築ごとに条件整理・設計を行う中で検討し、明確化していきます。

また、昨今では建設業界の人手不足等の影響から、全国的に公共工事の契約不調（入札の結果、受注事業者が決まらないこと）が多くなっています。このため、基本設計内容の公表などの情報発信を積極的に行う、事業者が応札するかどうかを判断するための積算期間を長く設定する、工期に余裕を持たせるなど、契約の確実性を高めるための対策を予め検討します。

(5) 校庭整備（期間：約半年）

原則として、建設工事・解体工事等が完了した後に校庭を整備し、事業完了となります。なお、改築工事中でも仮校庭を確保するなど、改築事業の期間にもできる限り校庭での活動を行えるように工夫します。

(6) 建設後の維持管理

建設後は適切な維持管理に努めるとともに、設計のコンセプトが学校運営に活かされるように配慮します。

(7) その他（学校機能の移転、CM業務、文化財発掘調査など）

新校舎への学校機能の移転については、さまざまな什器、物品等の移動も含め、非常に大掛かりなものとなります。特に授業期間に行う場合には教職員の負担が大きくなるため、可能な限り長期休業期間を活用するなどの配慮が必要になります。

CM（コンストラクション・マネジメント）業務とは、建設プロジェクトの発注者を支援し、コスト、品質及びスケジュールの管理や設計業務の調整などを行う業務のことです。学校改築においては、「設計に向けた条件整理」、「設計者選定」及び「基本設計・実施設計」の支援などのCM業務を専門事業者に委託することを計画しています。また、本計画の着実な推進のためには各学校の改築を横断的に進めることが重要なため、CM業務においては本計画に基づく学校改築全体を一つのプロジェクトとして考えていくこととなります。

文化財発掘調査は、「墨田区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき行うもので、工事着手前に試掘調査を行い、遺跡が発見された場合には、本調査を行います。試掘調査は、通常1～2か月程度必要となります。本調査は、発掘される遺跡の規模等によっては長期間にわたり、改築事業の全体スケジュールに影響を与える場合があります。

2. 改築事業の全体スケジュール

本計画における改築事業の全体スケジュールは、次のとおり想定しています。本計画の期間には5校の新校舎建設工事に着手する予定です。なお、スケジュールに変更が生じた場合には、適宜見直しを行っていきます。

改築事業の全体スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<1> 八広 小学校	設計		新校舎・体育館建設		既存校舎解体	
<2> 第三吾嬬 小学校		条件整理	設計		新校舎・ 体育館建設	
<3> 豎川 中学校				条件整理	設計	
<4> 第二寺島 小学校					条件整理	設計
<5> 寺島 中学校						

R13	R14	R15	R16	R17	R18～
校庭・プール棟整備					
	既存校舎解体		仮校舎増築・校庭整備		
新校舎建設			既存校舎解体	新体育館 建設	
	新校舎・体育館建設		既存校舎解体		
条件整理	設計		新校舎建設		

※ 設計期間に施設の一部の解体に着手する可能性もあります。

※ 空白期間には、学校機能の移転や地盤調査、文化財調査を行う場合があります。

<1> 八広小学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 6（2024）年度
設計者選定	令和 6（2024）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度
新校舎建設工事	令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度

<2> 第三吾嬬小学校（第四吾嬬小学校との連携による改築）

設計に向けた条件整理	令和 8（2026）年度
設計者選定	令和 8（2026）年度後半
設計（基本設計及び実施設計）	令和 8（2026）年度末から令和 10（2028）年度
新校舎建設工事	令和 11（2029）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<3> 豎川中学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 10（2028）年度
設計者選定	令和 10（2028）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度
新校舎建設工事	令和 13（2031）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<4> 第二寺島小学校（第三寺島小学校との連携による改築）

設計に向けた条件整理	令和 11（2029）年度
設計者選定	令和 11（2029）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 11（2029）年度から令和 13（2031）年度
新校舎建設工事	令和 14（2032）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<5> 寺島中学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 13（2031）年度
設計者選定	令和 13（2031）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 13（2031）年度から令和 15（2033）年度
新校舎建設工事	令和 16（2034）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

第4章 改築における設計標準

1. 改築における設計標準の意義

(1) 設計標準の意義

学校の改築を進めるにあたり、設計標準として計画の基本となる方針を示すことで、事業者や担当者ごとの考えによる機能的または質的な格差が生じないようにし、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるような充実した学校づくりを推進します。

本計画の設計標準は原則的なものであり、標準化によって学校施設の画一化を促すものではありません。各改築事業においては、設計標準に従って効率的な検討を進め、建設工事費等の縮減を図るとともに、メンテナンス性や耐久性、多用途への転用性を十分に考慮した上で、各学校の特性を活かすことのできる機能についても取り入れていきます。

なお、本計画の設計標準は、令和6（2024）年度から行っている八広小学校の設計と並行して、学校に普遍的に求められる構成や機能について検討し、取りまとめたものです。今後も改築事業を進める中で検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。

参考：「基本方針」第2章から

- ・学習空間としての必要性について、事前に十分に検討する必要がある。
- ・特別な空間や特殊な機能は、必要性が高く十分に活用されることが確認された場合に限って整備する。
- ・建設費を抑え転用可能性を高めるため、シンプルなデザインにする必要がある。
- ・設計において、標準的な部分の仕様を予め定めておく方法も検討する。

(2) 設計標準で確保する機能及び質

ア 安全で学習に適した環境

【本計画の設計標準】

- ・乗り越える、のぞき込む、上に乗るなどの落下の要因となる構造を作らない計画とする。
- ・ぶつかる、はぐれる、見失うなど日常生活で支障が出る死角を作らない計画とする。
- ・集まる、留まる、隠れるなどの見通しが悪いことで支障が出る死角を作らない計画とする。
- ・子どもたちの年齢や特性に合わせ、火災等の有事の際に避難しやすい構造とする。
- ・音環境、熱環境、光環境等に配慮し、学習に集中できる計画とする。
- ・学年のまとまり（学年ユニット）を形成し、学年単位での活動のしやすい計画とする。

- ・校内移動時にできる限り他の学年ユニットを通過しないで各所にアクセスできる計画とする。
- ・校務スペースは教職員が効率的に業務を行えるように配慮し、教員同士のコミュニケーション、子どもたちへの対応等、場面に応じて選択できる場所を用意する。
- ・単独で更衣できる空間を設けるなど、性の多様性に配慮した計画とする。

参考：「基本方針」第2章から

- ・落下等の事故防止に配慮する。
- ・死角を作らない。
- ・火災等の際に避難しやすい構造にする。
- ・移動の負担が少ないようにする。
- ・性の多様性に配慮する。

イ バリアフリー機能及び防災機能

【本計画の設計標準】

- ・子どもたち、教職員、地域住民等の施設利用者に対して、だれもが利用しやすい施設となるように、エレベータ等のバリアフリー機能を整えるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に十分配慮した計画とする。
- ・バリアフリースイレは、各階に1か所ずつ設置する。地域開放時にも利用できるように配置する。
- ・地震、風害、水害、落雷、大火等の災害を考慮した計画とする。
- ・区の防災計画、ハザードマップを踏まえ、災害時の施設使用を考慮した計画とする。
- ・計画建物の構造設計目標水準は、多数の者が利用する学校施設という施設用途を考慮して、「構造設計指針・同解説（東京都財務局）」より、分類をⅡとし、用途係数を1.25と設定する。
- ・洪水、高潮及び雨水出水に対する想定浸水深、避難所指定の有無を確認し、避難所指定がある場合は避難所となる体育館の床レベルを想定浸水深以上に設定する。
- ・重要な設備・機器類が浸水による被害を受けにくい計画とする。
- ・避難所運営時に必要な電力及び水を確保できる計画とする。
- ・災害による断水及び設備破損に備え、マンホールトイレの設置を計画する。
- ・停電時においても、避難所となる諸室は空調機能を確保することが可能な計画とする。

参考：「基本方針」第2章から

- ・エレベータ、スロープ、手すり、バリアフリースイレ等を整備する。
- ・地震や水害等に耐える強度と機能を備える。
- ・被災者の受け入れや物資の共有の拠点としての使用を考慮する。

2. 全体計画における設計標準

(1) 全般的事項

- ・将来的な用途転用の際の自由度も確保できる構造体を検討する。
- ・教室配置における方角や周辺環境による学習環境の差が極力生じないよう、設備等の導入により配慮する。
- ・特別教室で生じる音、振動及びにおいによる影響を軽減するために、配置や設備に十分配慮する。
- ・教職員ごとの裁量によって利用頻度に差が生じるような特別な空間や特殊な機能は設けない。
- ・真に必要な事情がない限り、体育館やホール等に可動床などの大がかりな設備は設置しない。

(2) 配置計画・ゾーニング

- ・土地の有効活用に配慮して、校舎、校庭、屋外倉庫等を配置する。
- ・各施設部分について、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるように配置する。
- ・防犯及び事故防止の観点も踏まえて建物配置の検討を行う。
- ・子どもたち、来校者、車両等の各動線を考慮した建物配置を計画する。
- ・緊急車両、工事車両の進入等に配慮する。
- ・校内の動線については、教育活動を最優先とし、子どもたちが安全に移動でき、かつ使いやすい計画とする。
- ・職員室などの管理諸室に関しては、教育活動とのつながりを意識し、利便性が高い位置とする。
- ・地域開放の利用者が使用する範囲について、教育活動との利用時間帯の違いも踏まえながら、教育活動に影響を与えないように動線等を考慮してゾーニングする。
- ・学校と地域開放で相互に使用する特別教室、会議室等の諸室は、相互のエリアに近接して配置する。また、休日や夜間等の授業時間外においても学校利用と地域開放の利用者動線の管理を行いやすいよう考慮する。
- ・災害時に避難所となった場合にも、早期に児童・生徒の学習が再開できるよう、避難施設と学校施設の機能に応じてゾーニングを行う。

(3) 安全性

- ・多動の特性のある子どもたち、想定外の行動をとる子どもたちもいることを念頭に、子どもたちの安全対策を第一に考える。

- ・天窓、窓、吹抜け、階段等からの落下事故が全国的に発生していることを踏まえ、それらの事例を参照し、乗り越えることができない高さの落下防止柵や手すりの設置等、落下防止対策を十分に検討の上、計画を進める。
- ・階段部分の梁型等^{はりがた}は、子どもたちが乗り移ることができない構造及び仕上げで計画する。
- ・階段最上階部分の踊り場は、子どもたちが下の階に落下する危険性がない構造及び仕上げで計画する。
- ・階段は、階下をのぞき込めない構造にするとともに、下階からの視線に注意して計画する。
- ・屋上等の高所に活動スペースを設ける場合には、手すりではなく、フェンス等で物理的に落下を防止する。
- ・設備機器など高所に設置する重量物は、落下防止対策を行い、安全に配慮した計画とする。
- ・設備スペースなど子どもたちの立ち入りを禁止する区域は、フェンス等で物理的に侵入を防止する。

(4) セキュリティ・防犯性

- ・子どもたちの安全を確保するために、来校者の敷地及び校舎への出入り口を限定的にし、主事室、職員室等から視認できる計画とする。
- ・敷地への出入り口には防犯カメラを設置し、主事室及び職員室で常時確認できる計画とする。
- ・物品の搬入時等の門扉の開け閉めについては、職員が行うことを前提にセキュリティを計画する。
- ・不審者対策として、教室を中から施錠し子どもたちの身を守れるようにする。
- ・セキュリティ計画は、学校運用時だけでなく、休日・夜間等の地域開放時についても検討する。
- ・地域開放する諸室は、管理区分を明確にするためにまとまりに配慮し、普通教室エリアとの動線を分離するなど、セキュリティに配慮した計画とする。
- ・放課後の児童の居場所づくりについて、予備教室等を活用して学童クラブ等を学校以外の運営主体が実施する場合には、それ以外の施設管理は学校が実施することから、動線や配置等を十分検討する。

(5) 環境性能と省エネルギー性能

- ・建物の省エネルギー性能の指標として、ZEB Ready*の認証取得を前提に検討する。
- ・原則として雨水利用を導入し、トイレの洗浄水等で活用する。
- ・屋上緑化に関しては、猛暑・少雨等で枯れてしまわないよう、給水方法の工夫や、樹種を低木とする、生育に必要な土壌厚を確保するなどの対策を検討する。また、メンテナンスしやすい位置に設置する、雑草対策を行うなど、維持管理にも留意した計画とする。

* 「ZEB Ready」とは、建築物のエネルギー消費量を従来比で 50%以上削減した高効率な建物のことです。ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けた段階的な水準の一つで、省エネ設計や高性能設備の導入により大幅なエネルギー削減を達成した建築物を指します。

(6) 空調及び換気

- ・十分な換気を確保しつつ、空調等により、快適かつ健康に過ごせる学習環境を確保できる計画とする。
- ・教室に加えて、廊下や階段も快適に過ごせるような高効率な設備を整備する。
- ・一部機器のメンテナンスが必要になった場合でも、学校運営が継続できるような空調及び換気システムを整備する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、感染症対策に適した換気設備を整備する。
- ・熱負荷削減を踏まえた換気システムを整備する。

(7) ICT 環境

- ・アクセスポイントについては、普通教室、図書室を含めた特別教室、体育館等の諸室に設置し、wifi 環境を整備する。
- ・ICT を利用した学習指導が実施されていることから、必要な場所で快適に使えるよう通信速度を確保するなど、十分な機能を有する wifi 環境を確保する。
- ・ICT 環境の整備は、学習環境・学校運営に必要なシステムのみとする。
- ・職員室を OA 床にして足元の配線をなくすなど、教員が効率的に働ける環境を整える。

(8) 耐久性（構造体・建築費構造部材・建築設備）

- ・改築の周期を 80 年とし、必要な予防改修等を行いながら 80 年は構造躯体の健全性を保つことができる計画とする。
- ・建築資材については、その特性及び更新時期等を考慮して、ライフサイクルコストの低減を目的に、適正な耐久性を確保する。また、内外装の仕上材については耐汚染性等の維持管理性に十分配慮する。
- ・建築設備の機器選定にあたっては、ライフサイクルコストの低減を目的に、長寿命機器を採用する。
- ・各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒・脱落防止、防振等に配慮し、適切な耐震措置を施す。

(9) 維持管理・保守

- ・動線の分離等により、将来的な機能付加・機能転換にも対応できる計画とする。

- ・ 予防改修、長寿命化改修が実施されることを前提に、改修の実施が容易な計画とする。
- ・ 外装や内装は仕上げ材の比較検討をし、汚れにくさ、清掃のしやすさ等に配慮した計画とする。
- ・ 建材・設備機器等は、メンテナンスフリーまたは省メンテナンスである製品を積極的に採用する計画とする。
- ・ 施設管理者及び利用者にとって使いやすい機器、器具を計画する。

(10) その他

- ・ 改築の際に生じる既存校舎の改修工事は必要最低限の改修内容とする。
- ・ 工事期間中でも既存校舎の運用が可能となるようにインフラ盛替え*を計画する必要があるが、既存インフラを十分に調査の上、工期が短く、拡張性・経済性・施工性に優れた計画とする。
- ・ 学校運営を継続したままの工事となる場合は、改築工事期間中の学習環境に十分配慮し、騒音及び振動の低減、運動場所の確保等に努める。騒音及び振動については、騒音振動計を設置し、モニタリングしながら工事を進める。

* 「インフラ盛替え」とは、工事を行う際、既存の設備や電気・水道・ガス等の配管が支障となる場合に、それらを一時的に移設・迂回させ、工事完了後に適切な位置・状態に整備し直す作業のことです。

3. 諸室、設備の設計標準

(1) 諸室

ア 普通教室

- ・普通教室及び予備教室の教室数は、適正規模に配慮して設定し、各校の設計要件書に記載する。
- ・普通教室は、小学校については $8\text{m} \times 8.5\text{m} = 68\text{ m}^2$ 、中学校については $8\text{m} \times 9\text{m} = 72\text{ m}^2$ を基本とする。
- ・普通教室は良好な室内環境を確保するため、開口部の工夫や適切な設備の導入を計画する。
- ・普通教室には、隣接する廊下やスペース等を一体利用できるような建具を採用し、多目的な空間の確保ができる計画とする。
- ・学年単位での学習活動がしやすいよう、教室配置に配慮する。
- ・ベランダやバルコニーは、落下防止対策のため、原則として設置しない。

イ 特別教室

- ・特別教室群として使いやすいたとまったゾーニングを検討する。
- ・各教科の学習に必要な設備を有する教室として整備する。
- ・教科に応じて日当たり、作業スペースや換気、防音等に配慮する。
- ・騒音・振動等、他の教室や近隣への影響に配慮する。
- ・普通教室からの移動時間が短くなるように配置する。
- ・低学年時には利用しない特別教室についても、特別教室付近の掲示や展示により、その教科を身近に感じられるように配置する。
- ・準備室は、特別教室で行う授業の準備や、安全な物品保管のための部屋として整備する。

ウ 特別支援学級等

- ・子どもたちの障害の状態や特性等に応じて、周辺環境が学習・生活面に及ぼす影響に留意して、配置や動線を計画する。
- ・通常学級に在籍する子どもたちとの交流及び共同学習を行う空間を、普通教室、多目的教室及び生活・交流空間との関連を考慮して配置する。
- ・通常学級に在籍する情緒障害、自閉症、ADHD 等の児童・生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を設ける際は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ安全性を十分考慮した面積・形状とする。
- ・不登校への対策や学級不適応への対策として、SSR（スモールステップルーム）等の部屋を必要に応じて計画する。

エ 図書室

- ・学習利用する際の規模に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう考慮しつつ、可能な限り子どもたちの活動範囲の中心的な位置に配置する。必要に応じ、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮する。
- ・図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア、その他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画する。
- ・自習スペースやグループ学習で利用できる空間を計画する。
- ・学習・研究成果の展示ができる空間を計画する。

オ 職員室・校長室

- ・職員室及び校長室は、登下校の様子や校庭での活動を見渡しやすい位置に配置する。
- ・職員室及び校長室は、校内各所への移動が便利で、緊急対応が行いやすいよう計画する。
- ・職員室はすべての教員が分散せずに執務するスペースとする。教員が利用する諸室を近くに配置する、OA床にして足元の配線をなくすなど、教員が効率的に働ける構成、環境とする。

カ 給食室、給食サービス機能

- ・給食室は、音やにおいが発生することから、学習環境への影響が少ない位置に配置する。
- ・排気、生ゴミ置場等は臭気に十分配慮して計画する。
- ・給食室への車両による搬出入動線は、子どもたち、来校者及び近隣の安全に配慮した計画とする。
- ・給食室のセキュリティは、準備が早朝より行われることから、単独で行えるように計画する。
- ・給食室から教室への配膳ルートは、衛生面と安全性はもとより、授業への支障のない計画とする。
- ・調理の様子を廊下から子どもたちが見ることができるように計画する。
- ・異物混入を防ぐため、給気口と屋上緑化の配置位置及び室内の各設備の配置位置に十分配慮する。

キ 保健室、カウンセリング室

- ・保健室は、校庭から直接アクセスできる位置とし、緊急車両の寄り付きにも配慮する。
- ・カウンセリング室は、保健室の近くに配置し、相談者のプライバシーに配慮して計画する。

ク 予備教室・多目的室

- ・予備教室は各階に設置し、学級増に対応できるよう、普通教室と同様の仕様とする。
- ・各階に設置する予備教室は、少人数教室、特別支援教室等の役割も含め、多目的に使用することを想定する。
- ・1階の予備教室は2～3教室程度設置し、特別支援学級、SSR等の設置に対応できるようにする。
- ・1階に設置する予備教室は、多様な利用形態に対応できるよう、可変的な建具等を検討する。
- ・1階に設置する予備教室は、特別支援学級や放課後の居場所づくりになることを考慮し、教室内に給排水設備を設置する。
- ・予備教室のうち1室は学童クラブでの利用も想定する。(放課後の居場所づくりのニーズを踏まえ、上記1室以外でもタイムシェア等による学校施設の学童クラブ利用ができるよう配慮した計画とする。)
- ・オープンスペースの確保が難しい学校等は、予備教室をまとめて配置し、廊下等を含めて一体利用できるスペースの確保を検討する。なお、通常利用時は少人数教室や多目的教室として使用できるようにする。

(2) その他の校舎空間

ア 昇降口

- ・校舎内の共用部、昇降口、オープンスペースの効率的利用を行い、延べ面積の削減に努める。
- ・二足制での運用を想定としたスペースを確保する。
- ・昇降口の配置については、効率的に運用できるよう、建物全体の計画、教育面での効果及び地域開放エリアへの動線も踏まえて検討する。
- ・校舎出入口は校庭への移動動線が集中しないよう分散して配置し、コンパクトに計画する。
- ・校庭への避難、全校集会等で子どもたちが一斉に行動する際の動線に配慮する。

イ 廊下

- ・普通教室前の廊下は、学習空間としても利用できるよう、教室間の移動の際に他学年のエリアを通過しない動線計画が望ましい。
- ・共用部の廊下に面した壁やスペースは、子どもたちの作品等を掲示できる^{しつら}設えとする。
- ・体育館での全校集会の開始・終了時等、子どもたちが一斉に動く場面を想定し、動線が集中しないよう配慮する。

ウ 階段

- ・多数での昇降を考慮し、十分な階段幅を確保する。
- ・想定外の行動に十分配慮し、落下防止等の安全確保を優先する。
- ・プライバシーに配慮し、全面ガラス張り等の外からの開放性については計画しない。
- ・空調の効果が得にくい空間となることから、採光の確保と日射による温度上昇とのバランスに配慮する。

エ トイレ、手洗い

- ・校内に各階 1 か所のバリアフリースペースを設置し、各階のトイレを車いすでも使用できる計画とする。
- ・屋内トイレは 100%洋式大便器、乾式床とする。
- ・休み時間に子どもたちが集中することから、便器を効率的に配置し、個数を多く確保する。
- ・男女別のトイレの基数、面積については、利用頻度に応じてバランス良く計画する。
- ・出入スペースは衝突を防ぐため、複雑な構造とせず、幅を確保する。
- ・手洗いに関しては、トイレとは別に設け、分散して設置する。

オ 屋上

- ・子どもたちが安全に学び・遊べるスペースの確保を検討する。
- ・校庭が狭い学校に関しては、屋上校庭を検討する。
- ・屋上エリアでのボール使用は原則行わない。
- ・子どもたちが屋上エリアに立入る場合は、立入エリアを囲む形でフェンスを設ける。

(3) 校舎以外のスペース

ア 屋内運動場（体育館）

- ・ホールは、ミニバスケットボールコート 2 面分のスペースを確保する。
- ・式典時等に全校児童・生徒が着席可能なスペースを確保する。
- ・天井高は原則有効 7 m 以上とする。
- ・地域開放に配慮して、トイレ等の配置と利用受付との動線を検討し、地域開放の利用者が子どもたちの作品や持ち物があるスペースへ立ち入らないような計画とする。
- ・地域開放時にも使用できるバリアフリースペースを同一階に設置する。
- ・水害を含む災害時の避難所使用に配慮した計画とする。

イ プール

- ・プール施設は、暑さや雨の影響を考慮して計画する。

- ・特に、近年では夏の暑さの影響が大きくなってきていることから、熱中症対策として屋内プールや屋根付きプールを整備することも検討する。

ウ 校庭

- ・校地の広さに合わせ、可能な限り 50m直線走路や 100m以上のトラックを整備できるように計画する。
- ・校庭の表面舗装は、必要な安全性を満たすものの中から、体育の授業、学校行事等の教育活動への適性を重視して選択する。また、社会教育やスポーツ利用の観点から、汎用性のあるものとなるよう配慮する。
- ・天然芝は、児童の環境学習に資するものとして、校庭に一定の広さがあり、芝の生育に適した環境が整っている場合に、体育の授業等の教育活動に支障のない範囲で校庭の一部に整備する。
- ・鉄棒等の遊具は、教育活動において必要となるものを基本に、安全領域や落下時の安全性に配慮して整備する。

エ 駐車場・駐輪場

- ・車いす使用者用駐車場については、1 台分を確保する。
- ・給食搬入用及び定期的な物品搬入用駐車場を確保する。
- ・イベント時、工事実施時等の駐車が必要な場合を想定し、校庭の一部に車両の乗入れが可能なスペースを確保する。
- ・教職員用駐輪場について、教職員の数に応じた台数分を確保する。
- ・来校者用駐輪場は原則設置しない。

第5章 計画期間における事業費の概算

1. 事業費概算の考え方

(1) 事業費概算の目的

学校改築には多額の費用が必要となるため、計画どおりに事業を進めていくためには、予め事業費を概算し、計画期間にわたって必要となる費用を見積り、財源を検討しておくことが重要です。

本計画では積算基準や直近の改築事業等の概算費用、最新の市場動向を参考に、項目ごとの事業費を概算し、それをもとに全体の事業費を概算することとします。特に、八広小学校改築事業を参考にした概算には、第4章の設計標準が反映されます。

(2) 事業費の内容

学校改築に要する主な費用として、設計費用、工事監理費、建設工事費、解体工事費、外構・校庭整備費が挙げられます。これらの主な費用の内容は次のとおりです。

主な費用	内容
基本・実施設計等	基本・実施設計の検討、各申請書類の作成、地盤調査
工事監理費	設計図に準じた施工確認と品質管理の監督
建設工事費	校舎、屋内運動場、プール等の建物の建設
解体工事費	既存の建物の解体工事
外構・校庭整備費	外構（フェンス、門扉、防球ネット等）・校庭の整備

なお、その他の費用として、解体設計費用、CM 業務委託費用、文化財調査費用、初度調弁*等が必要となります。

* 「初度調弁」とは、新しい施設や建物を建設・開設する際に必要となる、什器・備品・消耗品などの初期調達費用のことです。施設の運営開始に必要な物品を準備するための経費を指します。

(3) 事業費変動（増大）のリスク

事業費の変動リスクの主なものとしては、物価高騰、労務単価の上昇、技術者不足が挙げられます。これらのリスクを予め正確に見込むことは難しいため、本計画の事業費概算には反映していませんが、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて事業費概算を見直し、これらの変動を反映していく必要があります。

また、学校ごとの立地条件等によって工事手法に高い技術が必要となる場合や、第4章の設計標準よりもグレードアップが必要な内容が生じた場合等にも、事業費は増大することとなります。

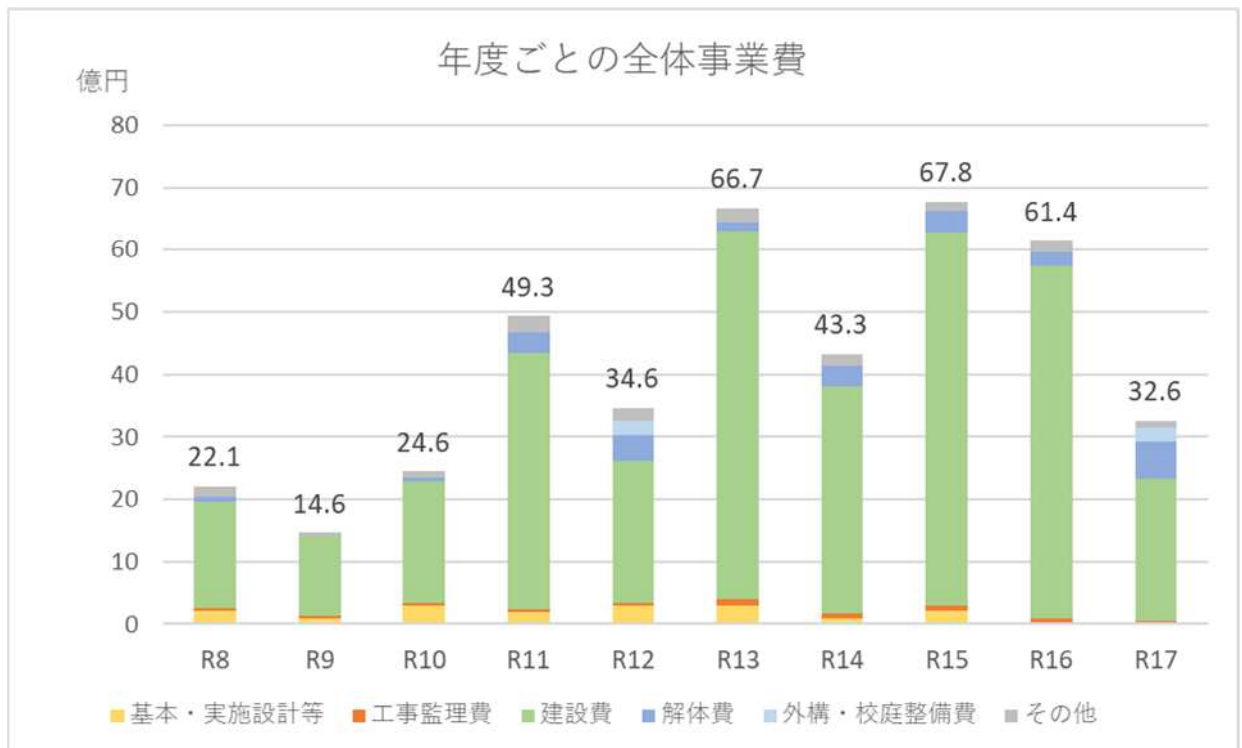
2. 主な費用の項目ごとの事業費概算

1の考え方に基づいて算出した項目ごとの事業費の概算は、次のとおりです。

主な費用	概算金額	参考にした直近の改築事業等
基本・実施設計等	3億8800万円	第三吾嬬小学校改築事業
工事監理費	1億4000万円	八広小学校改築事業
建設費	73億1700万円	八広小学校改築事業
解体費	5億9500万円	旧向島中学校解体事業
外構・校庭整備費	2億3100万円	寺島中学校校庭改修事業

3. 全体事業費の概算

2の項目ごとの事業費を第3章の全体スケジュールにあてはめて算出した年度ごとの全体事業費の概算は、次のとおりで、10年間の合計は約417億円です。



第3章のスケジュールのとおり各事業の着工時期をずらしながら進めていきますが、工事が重なる年度である令和13(2031)、15(2033)、16(2034)年度には特に事業費が大きくなることが予測されます。必要な予算を確保し計画的に改築を進めるためには、区全体の

財政計画との調整を図ることが重要です。令和 8（2026）年度からの新しい「墨田区基本計画」の策定のための財政推計の中で、財源の検討を行う必要があることから、区長部局と連携していきます。